



(号外)

独立行政法人国際印刷局

〔政令〕

〔目次〕

- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四二〇)
- 日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令 (四一九)
- 厚生年金基金令の一部を改正する政令 (四一七)
- 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令 (四一八)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一六)
- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (四一五)
- 家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令 (四一四)
- 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令 (四一三)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一二)
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令 (四一一)
- 地方自治法施行令の一部を改正する政令 (四一〇)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令 (四一〇)

〔府令〕

二 一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 九

- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府七〇)
- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同七一)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令 (国土交通九八)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則 (同九九)
- 水防法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇〇)
- 都市計画法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇一)
- 駐車場法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇二)
- 公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令 (同一〇三)
- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・経済産業二)

〔府令・省令〕

一 〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇 九

- 地方自治法施行規則の一部を改正する関係政令の整備に関する政令 (四二三)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令 (四二四)
- 津波防災地域づくりに関する法律の施行期日を定める政令 (四二五)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行期日を定める政令 (四二六)
- 津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (四二七)
- 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令 (四二八)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令 (同四三)
- 日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則 (同四四)
- 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (国土交通九八)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行規則 (同九九)
- 水防法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇〇)
- 都市計画法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇一)
- 駐車場法施行規則の一部を改正する省令 (同一〇二)
- 公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令 (同一〇三)
- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令 (内閣府・経済産業二)

〔省令〕

- 地方自治法施行規則の一部を改正する省令 (総務一六九)
- 地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令 (同一七〇)
- 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令 (総務・外務一)
- 戸籍法施行規則の一部を改正する省令 (法務四二)
- 在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示 (法務五八二)
- 賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する件 (国土交通一三一七)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (気象庁一六)
- 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令 (防衛一六)

〔告示〕

- 在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示 (法務五八二)
- 賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する件 (国土交通一三一七)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (気象庁一六)
- 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部を改正する省令 (同一〇四)
- 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部を改正する法律 (同一〇五)
- 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令 (防衛一六)

〔示〕

- 在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示 (法務五八二)
- 賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する件 (国土交通一三一七)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件 (気象庁一六)
- 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部を改正する省令 (同一〇四)
- 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部を改正する法律 (同一〇五)
- 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令 (防衛一六)

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

備考 1 表側は白色のプラスチック膜を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック膜の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。

2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消を受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については 1 番目の項に、中型免許については 2 番目の項に、普通免許については 3 番目の項に、大型特殊免許については 4 番目の項に、大型二輪免許については 5 番目の項に、普通二輪免許については 6 番目の項に、小型特殊免許については 7 番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については 1 番目の項に、牽引第二種免許については 2 番目の項に、大型第二種免許については 3 番目の項に、中型第二種免許については 4 番目の項に、普通第二種免許については 5 番目の項に、大型特殊第二種免許については 6 番目の項に、牽引第二種免許については 7 番目の項に、それぞれ記載すること。

3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

記表第 1 の次に次の 1 表を記入のこと。

別表第 1 の(銀三十条の十一関係)

監 護 者 の 職 業	被 監 護 者 の 職 業	其 他
大型	大型自動車免許	
中型	中型自動車免許	
普通	普通自動車免許	
大特	大型特殊自動車免許	
大四	大型自動車免許	
普四	普通自動車免許	
小特	小型特殊自動車免許	
原付	原動機付自転車免許	
け引	牽引免許	
大一	大型自動車第一種免許	
中一	中型自動車第一種免許	
普一	普通自動車第一種免許	
大特一	大型特殊自動車第一種免許	
け引一	牽引第一種免許	
二・小・原	大型自動車免許、普通自動車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付	
附 則	自動車免許	

(施行期日) 1 の府令は、平成 1 十四年四月 1 日から施行する。ただし、第六条の四及び第七条の六の改正規定は、公布の日から施行する。

(迷路指標)

2 この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者に対するこの府令による罰則の適用については、回収票 1 項「運転経歴証明書を「消失」、「滅失」、「破損」又は破壊したときは、その者」とあるのは「やむを得ない」こととあるのは「やむを得ない。ただし、法第百四条の四第一項の規定によるものとの者の免許が取られたりから五年を経過してから場合は、その記載事項が判読できない運転経歴証明書をもつて所持してくるときを除く。」とする。

3 前項の規定による読み替えて適用される新府令第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けた者は、この府令の施行後に新たに運転経歴証明書の交付を受けた者として新府令第三十条の十一からの銀三十条の十四までの規定を適用しない。

4 この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者(前項に規定する者を除く)は、新府令第三十条の十一及び銀三十条の十四(銀 1 項に係る部分に限る)の規定を適用しなら。

○内閣府令第 71 号

家庭用品表示法施行規則(昭和三十七年政令第 399 号)第四条第五項及び第六項の規定に基づき、家庭用品表示法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のとおり定める。

平成 13 年 11 月 1 日十六日

内閣総理大臣監修代理
国務大臣 藤村 修

家庭用品表示法施行規則の一部を改正する内閣府令
第一条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「銀四条第五項」を「第四条第五項」に改め、各号別記以外の部分は後段として次のものに加える。

この場合において、市長はあらかじめ、当該市を包括する都道府県の知事を通じて消費者庁長官に送付しなければならない。

第二条の前の見出し中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「銀四条第六項」を改め、各号別記以外の部分は後段として次のものに加える。

この場合において、市長はあらかじめ、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

第三条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「銀四条第六項」を「第四条第六項」に改め、各号別記以外の部分は後段として次のものに加える。

この場合において、市長はあらかじめ、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

第四条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「銀四条第六項」を「第四条第六項」に改め、同項に後段として次のものに加える。

この場合において、市長はあらかじめ、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

第五条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「銀四条第六項」を「第四条第六項」に改め、同項に後段として次のものに加える。

この場合において、市長はあらかじめ、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

この府令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

○内閣府令第七十号

建設防災地域についてに關する法律(平成 13 年法律第 111 号)の施行に伴い、及び金融商品取扱法(昭和 13 年法律第 110 号)第三十七条の三銀 1 項第七号の規定に基づき、金融商品取扱業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のとおり定める。

平成 13 年 11 月 1 日十六日

内閣総理大臣監修代理
国務大臣 藤村 修